



1 | 集落活動センター運営 Q&A

集落活動センターが目指す姿は、地域の特性やそこに暮らす人々の思いによって様々ですが、組織運営や事業継続においてぶつかる課題や制度上の壁は、共通するものも多くあります。ここでは、これまで活動に関する許可・申請や組織運営に関して、多く質問があったことをQ&Aにまとめています。

		ページ
食・加工品	質問 1	加工品の製造・販売事業にかかわる食品衛生法について..... 52
	質問 2	衛生管理者などの資格取得にかかる経費や助成金などについて..... 52
	質問 3	加工品の製造・販売を行う場合の公民館の利用規定について..... 53
	質問 4	店舗の外側にテラス席を設置する場合の法的手続きについて..... 53
	質問 5	食肉処理施設を設置・運営する場合の法的手続きについて..... 53
宿泊	質問 6	市街化調整区域内にある廃校舎の活用にかかわる法的手続きについて..... 54
	質問 7	廃校舎を宿泊施設に改修・運営する場合の法的手続きについて..... 54
	質問 8	廃校舎を簡易宿泊所に改修・運営する場合の法的手続きについて..... 55
	質問 9	風呂の整備、足湯の整備にかかわる法的手続きについて..... 55
	質問 10	運営する施設の利用客を無料で送迎する場合の許可申請や資格について..... 56
移動	質問 11	地域住民の移動手段(住民の足)の確保に利用できる制度について..... 56
農作業	質問 12	市民農園を運営する場合の法的手続きについて..... 57
	質問 13	農業振興地域内の農地に直販所を設置する場合の法的手続きについて..... 57
	質問 14	集落活動センターで取り組む農作業のケガなどに備える保険について..... 58
	質問 15	地域の高齢者などから作業を受ける場合の許可申請について..... 58
お金	質問 16	小水力発電による売電を行う場合の法的手続きについて..... 59
	質問 17	収益事業を行う場合の税金の取り扱いについて..... 59
	質問 18	集落活動センターの運営資金の調達について..... 60
組織	質問 19	運営主体や事業主体の法人化について..... 60

質問 1

拠点施設で新たに加工品などを作って販売する場合、食品衛生法では、どのような許可が必要ですか。

回答

許可業種は法律で34業種定められており、製造する食品によって、許可が異なります。製造者、製造業種ごとに許可を取得してください。

- 例えば、あん餅やケーキなどお菓子の場合は「菓子製造業」、仕出しや惣菜の場合は「飲食店営業」または「惣菜製造業」、みその場合は「みそ製造業」の営業許可が必要です。
- 食品衛生法改正により、令和3年6月1日から営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設、HACCPに沿った衛生管理が義務化されます。詳しくは地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。
- なお、イベントなどで食品の調理や販売をする場合は、原則、許可または届出が必要です。事前に地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。



質問 2

食堂経営や加工品の製造・販売にあたって、衛生管理者などの資格を得るために必要となる経費を教えてください。また、取得にあたって助成金などはありますか。

回答

- 営業許可を取得する場合に、食品衛生の知識がある「食品衛生責任者」または「食品衛生管理者」を設置する必要があります。
- 食品衛生管理者(食肉製品製造業などの高度な衛生管理の知識が必要な7業種)についての食品衛生管理者養成講習会の受講料は約30万円が必要です。
- 食品衛生責任者(食品衛生管理者の設置が必要な業種以外)についての食品衛生責任者養成講習会の受講料については、(一社)高知県食品衛生協会のホームページを確認してください。
- 資格取得に対する助成金はありません。詳しくは地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。

質問 3

公民館の調理室を使って、特産品を使った加工品を製造し、販売したいと考えています。公民館でこのような活動は可能ですか。

回答

- 公民館の利用範囲については、社会教育法に定められているので、市町村の教育委員会に確認したうえで実施してください。
- また、保健所の営業許可を受けるためには、設備要件を満たす必要があります。事前に地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。
- なお、法令などに基づく対応が困難な場合は、活動場所の変更を検討しましょう。

質問 4

既に営業許可を受けて食堂を運営しています。来客者数が増加し、店舗の外側にテラス席を設置したいですが、どのような手続きが必要ですか。

回答

- 食品衛生法施行条例では、構造設備の基準や衛生措置の基準などが定められています。
店舗の外側にテラス席を設置する場合、変更届などの対象になる場合がありますので、事前に地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。



質問 5

食肉処理施設を設置、運営したいですが、どのような手続きが必要ですか。

回答

- ジビエなどの食肉処理施設を設置する場合は食品衛生法が定める「食肉処理業」の営業許可が必要です。
- また、水質汚濁防止法など他の法律が関わる場合がありますので、事前に地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。

質問 6

都市計画法の市街化調整区域内にある休校または廃校となっている学校や、閉所した保育所または幼稚園の建物を集落活動センターの拠点施設として活用したいと考えています。留意すべき事項はありますか。

回答

- 高知広域都市計画区域(高知市、南国市、香美市、いの町)の市街化調整区域内にある建築物を別の目的のために使用するには、都市計画法の用途変更の許可が必要となります。具体的な内容は、県土木部都市計画課(高知市の場合は高知市都市建設部都市計画課、南国市の場合は南国市都市整備課)にご相談ください。
- 休校・廃校になった学校の校舎を集落活動センターに活用する場合、文部科学省への手続きが必要です。また、閉所した保育所または幼稚園の建物に補助金が使われている場合、財産処分の手続きが必要な場合があります。それぞれのケースにおいて手続きは異なりますので、詳細は市町村の教育委員会にお問い合わせください。
- さらに、施設を建築基準法に適合させる必要があります。また、用途を変更する部分の規模などにより用途変更の建築確認申請が必要です。計画時には事前に建築士(建築士事務所)にご相談ください。

質問 7

廃校舎を宿泊施設に改修する場合、クリアしなければならない法律とその内容を教えてください。

回答

- 廃校になった学校の校舎の転用に際しての文部科学省への手続き及び建築基準法への適合、用途変更の建築確認申請については、質問6を参照ください。
- 宿泊施設として利用するには旅館業法^{※1}、食事を提供する場合は食品衛生法^{※2}の許可が必要です。事前に地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)へご相談ください。

※1：旅館業の営業許可にあたっては、消防法令適合通知書(消防署)の添付が必要です。また、建築確認検査済証(県または高知市の建築指導課)が必要な場合もあります

※2：質問1及び質問2を参照ください



質問 8

廃校舎などを改修し、簡易宿泊所として運営する場合、具体的にはどのような要件が必要ですか。また、旅館と簡易宿泊所の違いも教えてください。

回答

- 簡易宿泊所として運営する場合も、旅館業法に基づく許可が必要です。(質問7参照)
- 旅館業法で、旅館業とは「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」をいいます。
- 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする場合「簡易宿所営業」、1ヶ月以上の期間を単位として宿泊させる場合「下宿営業」、それ以外のものを「旅館・ホテル営業」といい、構造基準が違います。

質問 9

拠点施設にお風呂を整備して、住民の集いの場として活用する場合、どのような許可が必要ですか。また、足湯を整備する場合は、どのような許可が必要ですか。

回答

- 設置するお風呂を不特定多数の者が利用する場合は、「公衆浴場」に該当します。その場合は、公衆浴場法に基づき、営業許可を受けてください。
施設を設計する前に必要となる衛生などの具体的な措置について、地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)にお問い合わせください。
- 足湯は、公衆浴場には該当しないため、公衆浴場法に基づく許可は不要です。
ただし、足湯に温泉水を利用する場合は、温泉法に基づく利用許可が必要ですので、事前に地域を管轄する福祉保健所(高知市の場合は高知市保健所)にお問い合わせください。



質問10

集落活動センターが、運営する宿泊施設から最寄りの駅などに宿泊客を無料で送迎する場合、許可や資格は必要ですか。

回答

- 道路運送法第2条第3項において、他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を運送する事業を旅客自動車運送事業と規定しており、要件に該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

許可を受けて旅客自動車運送事業を実施できる者は、個人か法人です。

- 具体的な事例は、県交通運輸政策課または四国運輸局高知運輸支局にお問い合わせください。



質問11

過疎高齢化が進む中、集落活動センターを核とした地域住民の移動手段を確保したいと考えています。利用できる制度はありますか。

回答

- コミュニティバスや交通空白地有償運送、福祉有償運送、貨客混載といった制度が利用できる場合があります。

- 関連制度、活用事例に関しては、下記を参照ください。

「中山間地域における 高齢者の移動手段の確保に関する 勘どころ・ヒント集」

国土交通省 四国運輸局 2019年3月発行

<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/content/000096171.pdf>

※こちらからご覧いただけます→



- 具体的な事例は、県交通運輸政策課または四国運輸局高知運輸支局にお問い合わせください。

質問12

集落活動センターで市民農園を運営する場合、どのような手続きが必要ですか。

回答

- 特定農地貸付法(生産緑地は都市農地貸借法も活用可能)または市民農園整備促進法に基づく設置となります。
- 集落活動センターが市民農園を運営するには、市町村または農業協同組合が市民農園の開設主体となり、農園の管理を受託する方法が簡便な方法として考えられます。
- 詳しくは、各市町村の農政担当課または農業協同組合にお問い合わせください。

質問13

農業振興地域内にある農地に、地域の農産物を販売する直販所を設置する場合、どのような手続きが必要ですか。

回答

- 農業振興地域は、市町村の農業振興地域整備計画によって、その土地ごとに様々な利用目的が定められています。
- このため、農業振興地域内にある農地に農産物直販所を設置する場合には、基本的には、市町村の農業振興地域整備計画の変更の手続きが必要になります。
- また、農地法に基づく農地転用の手続きが必要になる場合がありますので、具体的手続きや内容については、各市町村農政担当課及び農業委員会にご相談ください。

※食肉など畜産物を販売する場合は、別途許可が必要になります



質問14

集落活動センターで取り組む農作業の際に、怪我などに備えて保険に加入する場合、どのような種類の保険がありますか。

回答

傷害保険が該当しますので、保険会社などから発売されている商品から選択することになります。ここでは、身近に相談先があるものを紹介します。

- 社会福祉協議会への登録など、一定の条件を満たした場合は、ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、福祉サービス総合保障などが利用できます。
詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください。
- 草刈作業(草刈機の使用を含む)の場合はJA共済のイベント傷害共済などが利用できます。詳しくは、最寄りのJAにお問い合わせください。
- なお、集落活動センター運営組織と雇用関係が発生している場合は、労働災害保険の対象になります。



質問15

地域の高齢者などを対象に、集落活動センターの環境部会の有志で「お助け隊」を結成し、お墓の草刈りなどを行う場合、許可は必要ですか。

回答

- 職業紹介、労働者派遣事業、労働者供給事業に該当する場合は、厚生労働省の許可が必要です。
- 草刈りなどを依頼したい人がその依頼内容や条件を書いて、集落活動センター内に掲示し、その掲示内容をお助け隊メンバーが確認して作業を実施する場合は、職業紹介などの許可は必要ありません。
- ただし、集落活動センターが有料で求人者(依頼者)と求職者(作業員)の間をとりもつ行為は斡旋行為になるため、職業紹介の許可が必要になり、請負(委任)契約が必要となります。
- なお、無償ボランティアで草刈り作業などを実施する場合は、集落活動センターが依頼者と作業員を紹介・斡旋しても許可は不要です。
- 職業紹介や労働者派遣事業などに関する詳細は、高知労働局にお問い合わせください。

質問16

集落活動センターで小水力発電を行い売電したいと考えています。どのような手続きや許可などが必要ですか。

回答

- 河川において小水力発電を行うには、主に3つの手続きが必要になります。
 - 1 河川法に基づく水利使用などの許可手続き
 - 2 電気事業法に基づく手続き(経済産業局所管)
 - 3 電力会社との系統連系や売電手続き
- 関連許認可の手続き、活用事例に関しては、下記を参照ください。
「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(令和2年度版)」
経済産業省 資源エネルギー庁のホームページからご覧いただけます。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/guidebook_r02.pdf
※こちらからご覧いただけます→
- まずは、水利権などについて河川管理者へご相談ください。河川管理者の確認は、管轄の土木事務所に照会してみてください。
太陽光発電など他の発電事業も含む全般的なご相談は、県新エネルギー推進課(新エネルギー担当)までお問い合わせください。

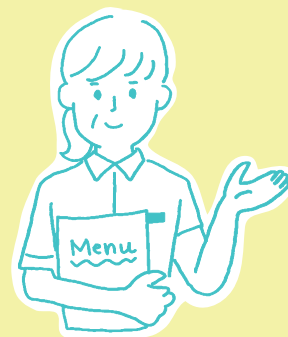


質問17

集落活動センター運営組織が、収益事業(地域の特産品を使った加工品の製造・販売や居酒屋の経営、あるいは太陽光発電による売電など)を行う場合、税金の取り扱いはどうなりますか。

回答

- 集落活動センター運営組織での取り組みは、法人格を取得していても、人格なき社団となり、法人としての取り扱いになります。そのため、利益が発生すれば法人税、事業内容によっては利益の有無にかかわらず法人住民税、事業税が課税されます。
- また、パートやアルバイトを含む雇用者がいる場合は、雇用者への給与などに源泉徴収税が発生します。
- なお、集落活動センターの活動計画に位置づけられている内容であっても、事業運営が個人や任意組合である場合は、法人税ではなく所得税が課税されます。詳しくは最寄りの県税事務所までお問い合わせください。



質問18

集落活動センターの運営にあたって必要な資金はどのように調達したらよいですか。

回答

- 集落活動センターの運営には、一定の活動経費が必要になります。
そのため、事前にどのような費用が発生するのか、集落活動センター運営組織が負担すべき費用はどの程度かなど、運営組織役員で十分に協議しましょう。また、必要に応じ市町村と協議しましょう。
- 具体的な費用としては、拠点施設の光熱水費、活動に必要な消耗品費、会議費などが考えられます。
- 負担者や負担額などは地域によって様々ですので、各地域の状況に応じて金額を算出します。
- また、集落活動センター運営組織の自己資金の調達方法としては、以下の方法が考えられます。

<調達例>

- ・ 各会員からの年会費
- ・ 市町村からの指定管理料
- ・ 収益事業で得られた利益
- ・ 部会の活動で得た利益
- ・ 直販所やイベントの手数料
- ・ 寄付金やクラウドファンディングなど

質問19

集落活動センターの運営にあたっては、運営主体や事業主体の法人化をした方がよいですか？ また、その場合、どんな法人格がありますか？

回答

- 法人格の取得については、集落活動センターの運営の方向性や経営状態に応じて個々に検討すべきものであり、こうあらねばならないという決まりはありません。任意団体のままでも運営は可能です。
専門家に相談することのできる支援制度もあるので、詳しくは県中山間地域対策課までお問い合わせください。
- 法人格には様々な種類があり、それぞれ特徴や設立に必要な要件、手続が異なります。
事例としては、次のような組織があります。

<事例>

- 株式会社 → 株式会社大宮産業（大宮集落活動センターみやの里）
- 合同会社 → 合同会社いしはらの里（集落活動センターいしはらの里）
- 一般社団法人 → 一般社団法人三原村集落活動センターやまびこ
- NPO法人 → NPO法人とかの元気村（とかの集落活動センターあおぞら）
- 企業組合 → ジビエ浦ノ内企業組合（集落活動センターうらのうち）

2 | 地域の活動で活用できる支援制度

集落活動センターの運営や事業の立ち上げ、継続の仕組みづくりにあたっては、行政の支援制度をうまく活用することが鍵となります。支援制度にはパッケージ支援もあれば、分野や目的ごとに利用できる支援もあり、組み合わせも可能です。これまでの活用事例を参考に、導入を検討してみてください。

❗ここに載せている情報は掲載時点のものです。利用には一定の条件がありますので、必ず県または市町村の担当課とよくご相談ください。

高知県では、財政的支援や人的支援など120ほどの支援制度が設けられています。支援制度の一覧リストは、こちらのサイトから閲覧いただけます。

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/2020122300084.html>



1 集落活動センターの立ち上げ準備や運営

【活用できる制度】

▶ 集落活動センター推進事業費補助金

集落活動センターの施設や設備の整備及びセンターの活動(準備を含む)に従事する者の人件費及び活動に要する経費に対して補助します。

▶ 地域の元気づくり事業費補助金

先進地の視察やワークショップの開催経費、また、特産品の開発や販売促進に要する経費などを補助します。

▶ 中山間地域振興アドバイザー

地域づくりの専門家が、集落活動センターの立ち上げや運営についてのアドバイスを現地で行います。また、地域活動の実践者などを実践活動アドバイザーやワークショップのファシリテーターとして派遣します。

▶ 集落活動センター推進フォーラム

集落活動センターの取り組み事例の紹介や交流を行っています。



集落活動センター推進フォーラム

【期待される効果】

- 先進地の視察やワークショップを行うことで、集落活動センターに取り組む必要性を地域住民で共有することができます。また、それをもとに今後集落をどのようにしていくかの話し合いをスムーズに行うことができます。
- 特産品の開発や販売促進(テストマーケティングやパンフレット作成)などを行うことで、集落活動センターとしての活動を具体的にイメージすることができ、活動体制を整えることに役立ちます。

2 地域内外の人材確保・育成

【活用できる制度】

▶ 高知ふるさと応援隊(地域おこし協力隊及び集落支援員※)

高知ふるさと応援隊は市町村での雇用となりますが、集落活動センターの立ち上げ準備や運営に携わる隊員については、県が人件費や活動費への補助を行っています。

※「地域おこし協力隊」・「集落支援員」を含め、地域活動の推進役となる人材を「高知ふるさと応援隊」と呼んでいます

▶ 高知ふるさと応援隊研修会

研修会では、地域での活動に役立つ専門知識や最新情報を学び、隊員同士の情報交換、ネットワークづくりを行います。



高知ふるさと応援隊研修会

▶ 産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA)」

ビジネスに必要な幅広い分野の内容について、基礎知識から応用・実践力まで身につける研修です。令和3年度からは、オンライン講座と教室での講座を組み合わせ実施します。

▶ 起業支援プログラム「こうちスタートアップパーク(KSP)」

様々なプログラムや起業相談を通じて、先輩起業家や専門家、支援機関が事業の立ち上げ・成長のサポートを行います。

【期待される効果】

- 地域おこし活動への意欲やスキルを持った若い人材が、地域の担い手不足を補います。
- 地域外からの隊員はこれまで地域にはない視点で、地域内の人材は地域への知見により、活動のサポートを行います。

3 移住者の受入体制づくり

【活用できる制度】

▶ 移住・交流コンシェルジュ(移住担当窓口設置などの支援)

移住・交流に関する高知県の総合相談窓口である移住・交流コンシェルジュを要請に応じて派遣し、移住・交流に関する取り組みについてのアドバイスを行います。

また、移住希望者を集落活動センターへ橋渡しするなど、集落活動センターの相談対応などの支援を行います。



移住相談会(セミナー)

▶ 移住促進事業費補助金

市町村が専門相談員を設置(外部への委託も含む)する際に必要な経費を補助します。また、市町村が移住相談会などに参加する際に必要な経費を補助します。



移住相談会(高知暮らしフェア)

4 経済的な活動（農業分野）

【活用できる制度】

▶ 地域営農支援事業費補助金（ハード事業、ソフト事業）

集落営農組織などの農業用機械・施設などの整備や、研修会の開催、高収益作物の導入、雇用確保などの経費を補助します。



集落営農における共同作業

▶ こうち農業確立総合支援事業費補助金

農業生産活動に係る近代化施設整備、基盤整備などの経費を補助します。

▶ 環境保全型農業直接支払交付金

環境保全型の営農活動に取り組む農業者を支援します。

▶ 新規就農総合対策事業 （農業次世代人材投資事業・担い手支援事業費補助金）

新規就農に向けた研修費用や経営開始後（5年間）の新規就農者の経営を支援します。

▶ 販売拡大総合支援事業費補助金

県内で生産された特色ある農畜産物（園芸品、有機野菜、米、茶、畜産物など）や加工品のブランド力の向上及び総合的な販売拡大を図る取り組みを支援します。

▶ 6次産業化セミナー

6次産業化に取り組む中で、直面している課題解決を図るためのセミナー（スタートアップコース、実践コース）を開催します。



▶ 6次産業化サポートセンターによる個別相談

6次産業化に関する個別相談や、直販所活性化に関する相談などに対しアドバイザーを派遣します。

▶ 中山間地域等直接支払交付金

集落などを単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路・農道などの維持・管理など）を行う農業者などに対し直接支払を実施します。

▶ 多面的機能支払交付金

農地を農地として維持していくために、農業者などが行う地域資源の基礎的保全活動などを支援するとともに、農業者だけでなく地域住民なども参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を推進します。

▶ アグリ事業戦略サポートセンター

中山間農業複合経営拠点、集落営農法人、農産物直販所を対象に、事業戦略の策定サポートとPDCAサイクルの実行のフォローアップを行います。

農産物の生産活動への支援

農産物の加工・販売などへの支援

その他、農業に関する地域ぐるみでの支援

I 概要編

II 立ち上げ編

III 事業継続・拡充編

IV 新型コロナウイルス感染症への対応編

V 課題解決編

5 集落ぐるみでの野生鳥獣対策

【活用できる制度】

▶ 鳥獣被害対策専門員配置事業

県がJAに配置した専門員が、鳥獣被害対策についての様々な**アドバイス**を集落に出向いて行います。(R2年度は4JAに16名を配置)



▶ 集落連携による野生鳥獣に強い県づくり事業

複数集落(対策を行なっている集落と対策に未着手の集落)、集落活動センターや生産部会単位など、より広い範囲での対策に向けた合意形成を図ります。支援対策の選定を行い、鳥獣被害対策専門員との勉強会、研究会などの開催、集落の環境点検、鳥獣被害調査、生息状況調査など野生鳥獣の被害にあわない集落が連携した広いエリアでの活動を行います。

▶ 鳥獣被害防止総合対策交付金

有害鳥獣による農林業被害を防止するための防護柵の購入経費などを助成します。
※ただし、活用にあたっては条件があります。市町村と調整のうえ申請をお願いします。

6 中山間地域の商業機能などの維持・発展

【活用できる制度】

▶ 中山間地域等商業振興事業費補助金

商店街などの商業者から成るグループで、新しく取り組むイベントやPRなどを支援します。

▶ 事業経営アドバイザー派遣事業

集落活動センターの経営や会計システムで困ったことがあるときなど、専門家を派遣します。



【期待される効果】

- 集落活動センター周辺地域の商店街などで、商業者を含むグループで何か取り組みをしよう！というときに事業の実施に必要な経費の支援を受けられ、活動にはずみがつきます。
- 集落活動センターの運営などにおいて、会計とか事業計画とかよくわからない！という場合に、アドバイザーからサポートが受けられ安心です。

7 集落内での日用品や燃料などの確保

【活用できる制度】

▶ 中山間地域生活支援総合補助金 ① 生活用品確保等支援事業

地域内での生活用品（食料品や日用品など）を確保するために、その**仕組みづくりの検討**や、具体的な**店舗整備**、**移動販売車両**の購入に係る費用を補助します。



店舗入口のバリアフリー化(スロープ整備)

▶ 中山間地域生活支援総合補助金 ② 生活用水確保等支援事業

生活環境を整えるために、生活用水を確保する仕組みづくり(浄水装置整備など)に必要な経費を補助します。

▶ 集落活動センター推進事業費補助金(再掲)

集落活動センターの**立ち上げ整備**に必要な経費(ハード事業・ソフト事業)を支援します。



ガソリンスタンド施設整備

【導入にあたって】

● 話し合いや調査などのソフト事業と、店舗整備などのハード事業を組み合わせる利用することが可能です。例として生活店舗の維持をあげると、次のような内容になります。

・ソフト事業でできること→「仕組みづくりの検討」

- ▶ 集落内でどんな方法が良いか話し合いや、アンケート調査の実施など
- ▶ 話し合いや、調査結果をもとに、具体的な検討、案出し
- ▶ お試し店舗の実施(実験的に短期間運営し、住民のニーズや運営の課題を洗い出し)
- ▶ 実現の可能性、資金の検討、専門家への相談など

・ハード事業でできること→「店舗の準備」

- ▶ 店舗内の内装や備品の整備
- ▶ 配達などに必要な車両の購入
- ▶ 移動販売用の車両の購入



移動販売車両の購入

・ただし、店舗でも移動販売でも、営業開始後に係る運営経費など(人件費、仕入れなどの資金、電気代、燃料、車両の維持経費)は補助対象外です。また、どちらも扱う商品は生活用品全般です。

● 導入事例

- ・集落活動センター「まつばら」、「四万川」：廃業したガソリンスタンドを、地域で立ち上げた株式会社で引き継いだ際の施設改修と車両の購入(計量器の交換、地下タンクライニング工事、液面計の設置、コンプレッサー、ミニローリーなど)
- ・三原村：店舗整備と宅配用車両の購入
- ・中土佐町、四万十市：移動販売車両の購入

8 移動手段の確保

【活用できる制度】

▶ 中山間地域生活支援総合補助金 移動手段・物流確保支援事業(移動手段確保支援事業)

地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要な下記のハードまたはソフト事業を補助します。

- ・ 仕組みづくりのための調査(調査や導入計画作成、地域への広報活動など)
- ・ 運行に必要な装備(車両の購入・改造、乗降場所・待合所の整備など)
- ・ 新たな移動手段の実証運行

また、国土交通大臣認定事業者の行う運転者講習会(市町村運営有償運送、交通空白地有償運送、福祉有償運送)の受講料を一部補助します。

- (事業者) 株式会社 高知中央自動車学校
- (補助額) 1人あたり7,700円(本人負担：5,500円)
- (補助対象者) 県内在住の方(ただし人数に限りがあります)

【導入にあたって】

- まずは、地形や道路網・集落の分布といった地域特性を把握し、既存の交通手段と地域住民の移動ニーズを調査し、地域の課題として整理します。それをもとに地域にとって必要な使いやすい移動手段の検討を行い、実証をしてその効果を確認します。

- 新たな移動手段の多くは、運輸局による道路運送法上の許認可(登録)を必要としており、その条件として市町村が主宰する協議機関における合意が必須となっています。地域住民と市町村、交通事業者にも必ず検討の輪に入ってもらいましょう。

- 取り組み事例／既存の交通手段の見直し
 - ・ 各市町村：**コミュニティバスやスクールバスの活用**
 - ・ 集落活動センター奥四万十の郷：住民ニーズにあわせて**路線バスの時刻表を変更**このように、**既存の運行形態を見直す**ことで課題解決につながる可能性は大いにあります。交通事業者の意見を聞きながら、一緒に検討することも必要です。

- 取り組み事例／新しい移動手段の導入
 - ・ **デマンド型乗合タクシー・バス**
路線バスを運行するには非効率な地域においても、「**デマンド型(利用者の予約に応じて運行)**」の導入で、多様なニーズに応えられる可能性があります。
 - ・ **交通空白地有償運送(旧過疎地有償運送)**
道路運送法では自家用車での有償運送は原則認められてはいませんが、事業者によるバスやタクシーなどの移動サービスが十分でない**交通空白地**においては、運輸局の登録を受けることにより、NPO法人などによる自家用車での有償運送が認められています。また、観光客の運送も可能になっています。
⇒集落活動センター「まつばら」、「はつせ」：地域での移動手段を確保するため、NPO法人「絆」を設立し、松原、初瀬地域の送迎を行っています。

9 防災活動

【活用できる制度】

▶ 地域防災対策総合補助金

市町村が、防災学習会、住民による避難訓練、防災資機材の購入、避難経路や避難場所の簡易な整備などに要する経費を補助します。

また、市町村などが孤立地域での通信手段の確保のために、衛星携帯電話を中心とした通信体制の整備に要する経費を補助します。

▶ 地域集会所耐震化促進事業費補助金

津波浸水域外の昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の地域集会所を避難所として活用するために建物を耐震化する際に要する経費を補助します。

▶ 避難所運営体制整備加速化事業費補助金

避難所運営訓練、資機材整備や施設整備に要する経費を補助します。

▶ 南海トラフ地震事前避難対策支援事業費補助金

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表され、大規模な地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に、市町村が避難所を設置・運営する費用を補助します。

▶ 緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費補助金

中山間地域での孤立対策として、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に要する経費を補助します。

▶ 防災対策臨時交付金

新たな津波避難空間の整備を行う市町村が、防災目的基金へ積立を行う経費に対して交付金を交付します。

▶ 集落活動センター推進事業費補助金

集落活動センターの拠点となる施設の耐震化を行う際に要する経費を補助します。

【導入にあたって】

- 災害時に電話の不通や道路の分断などで、救助隊などの到着が大幅に遅れることが予想されます。そのような時に、集落活動センターでの救助活動などが最も効果を発揮します。
また、防災をきっかけとした地域コミュニティ機能や集落同士の連携の強化につながります。



3 | 相談窓口

集落活動センターや支援制度については、お住まいの市町村役場の担当課、地域支援企画員または下記の高知県産業振興推進地域本部・中山間地域対策課までお問い合わせください。

*地域支援企画員とは？……各市町村役場などに駐在している県の職員。市町村と連携しながら、住民と一緒に地域元気づくりや支え合いの取り組みを進めることで、地域の活性化に向けた取り組みを支援しています。

高知県産業振興推進地域本部

安芸地域	安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎2階	☎ 0887-34-1270
物部川地域	香美市土佐山田町加茂777 香美農林合同庁舎1階	☎ 0887-57-0015
高知市地域	高知市本町5丁目1-45 高知市役所本庁舎4階	☎ 088-872-5885
嶺北地域	本山町本山946-6 中央東土木事務所本山事務所1階	☎ 0887-70-1015
仁淀川地域	土佐市高岡町乙3229 土佐合同庁舎1階	☎ 088-852-7256
高幡地域	須崎市西古市町1-24 須崎総合庁舎3階	☎ 0889-40-0205
幡多地域	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎3階	☎ 0880-35-8616

地域支援企画員の活動エリア

安芸地域	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
物部川地域	南国市、香南市、香美市
高知市地域	高知市
嶺北地域	本山町、大豊町、土佐町、大川村
仁淀川地域	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡地域	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町
幡多地域	四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町

高知県庁での集落活動センター所管課

中山間地域対策課 高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁本庁舎3階 ☎ 088-823-9600

4 | 集落活動センターの課題とその解決に向けた方策

ここでは、集落活動センターのこれまでの活動から抽出した課題解決へのヒントや事例をまとめています。
 集落活動センターが直面する課題には高知県内で様々な要因や背景が関係しており、地域住民の知恵や力だけでは解決できないこと、逆に行政の仕組みだけでは解決できないことが多くあります。地域の様々な団体や組織と市町村や県が協働し、ともに取り組んでいくことが必要です。

- 主に地域の中で取り組んでいくこと
- 主に市町村や県が取り組んでいくこと
- 地域と行政が一緒に取り組んでいくこと

	課題	主な要因	予防または対応
人材に関すること	運営主体内の活動する人員が固定化し、負担が大きい。	地域で運営していくという意識が浸透していない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域おこし協力隊や集落支援員の採用を検討し、採用形態については集落活動センターが選べるようにする。 ● 人脈づくりや運営メンバーの勧誘を意識して活動を行う。
	運営主体の事務局に人員がない。	事務や経理の経験のある人材が確保できていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域おこし協力隊をセンターに配置する。 ● 集落支援員が事務処理を行う。 *専属配置が難しければ、複数の地域をまとめて集落支援員を配置したり、卒業した協力隊を新たに集落支援員として配置する。 ● 地域内の行政OBや事務・経理の経験のある方をうまく巻き込む。
	地域おこし協力隊や集落支援員を配置できない。	地域おこし協力隊や集落支援員を募集しても応募がない。 人材の熱意や能力にばらつきがある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信を強化し、IターンやUターンを推進する。 ● 移住セミナーや説明会に集落活動センターも積極的に参加する。 ● 採用した人材のキャリアパスを地域と行政とで支援するしくみを強化する。
	日中は仕事で、活動に参加できる人がいない。	若い世代だけでなく定年延長などで60代も現役が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自由参加OK、飛び入りOK、強制をしないなど、多様な人、新しい人が活動に入ってきてやすい工夫をする。

	課題	主な要因	予防または対応
人材に関すること	事業に関する専門知識や経験を持った人がいない。	一次産業従事者や高齢者が多くを占める。	<ul style="list-style-type: none"> ●アドバイザー制度を活用する。 *活用にあたっては、必ず地域のキーパーソンを巻き込むこと、住民のやる気を引き出すことが重要。 *例えば食品加工なら、許可・申請、食品表示法やHACCPなどの専門知識、仕込みなど裏方も含めた業務量の想定などが大切。 *イベントなら、来場数を予想し駐車場やトイレの数などの見積りができるノウハウが必要。
	運営主体の核となる人材（リーダー）がいない。	集落単位では地区長がリーダーだが集落の仕事は多い。	<ul style="list-style-type: none"> ●まずそれぞれの分野のキーパーソンを押さえ、徐々に人材を確保していく。 ●小さな単位（部会）に分け、部会運営から始める。
	後継者がいない。	活動人員の高齢化 当初ボランティア的に活動してきたため、次の人に頼みにくい。	<ul style="list-style-type: none"> ●リタイア後の1ターンUターン促進に力を入れる。 ●地域内のリタイア世代をうまく巻き込むために、現役時代から関わりを作っていく。 ●地域内の他の組織（自主防や消防団、PTA、婦人会、青年団など）と継続的に交流・協働する。 ●高齢化は止められないため、福祉事業と連携して元気な高齢者を増やす。 ●次の世代が継承しようと思える経済的な基盤を作る。 *集落活動センターで生計が成り立つという意味ではなく、地域で暮らし続けていける生活基盤の上に集落活動センター事業を継承していく。
拠点施設・設備に関すること	拠点となる施設がない。	集会所や公民館などが地域にない。 老朽化していて使えない。	<ul style="list-style-type: none"> ●行政主導で転用できる施設候補や活用できる支援制度を検討する。 ●施設ありきではなく、集落活動センター＝住民主体の地域づくりのしくみであることをワークショップなどを通じて理解してもらい、拠点の分散や活動に必要な設備などを考える。

	課題	主な要因	予防または対応
拠点施設・設備に関すること	拠点施設が活用されない。	運営メンバーが活用しきれしていない。 運営メンバー以外の住民に活用されていない。	● 取り組みやすいこと(例えば「いきいき百歳体操」や月1回のサロンなど)から始める。 ● 施設の利用の仕方や活用実績(例)を広報誌などで住民に周知する。 ● 市町村が指定管理制度を導入し、住民主体で活用が進むよう促す。 ● 市町村が公用車の貸し出しを行うなど、地域住民の活用を促進する支援を行う。
	導入した設備・備品が活用されない。	導入した設備・備品と取り組みにギャップがある。 経年劣化や故障した状態にある。	● 導入前に、地域住民みんなで目的や使い勝手についてよく協議する。 ● 物は必ず壊れるので、修理や買い替えの計画(資金の調達など)を導入当初から考えておく。
組織運営に関すること	地域の状況やニーズと、集落活動センターの事業や方針にギャップが発生。	時間経過とともに環境や思いが変化 住民ニーズに対して収支や人員などの目途が立たない。	● 地域内の環境の変化や、住民の思いについて継続的に情報収集し、課題整理する。 ● 事業計画は地域の総会などを通じて定期的に評価し、見直していく。 ● 市町村の施策や方針も変化するため、地域、市町村、県の三者で継続的にコミュニケーションを図る場を作る。
	地域の意見集約に時間がかかる。	多様な意見が当然ある。	● 出た意見をその場で見える化する。 ● 次の会で前回までの意見のまとめを文書にして示し、議論を手戻りさせない。 ● みんなが話した内容を共通認識にすることが重要。
	特定の人の発言力が強すぎて、他の人が何も言えない。	フラットに意見交換できる場が作られていない。	● 重要な意思決定や合意形成においては、アドバイザー制度を活用し、協議のファシリテーターを外部の専門家に依頼する。
	事業内容や取り組み方がなかなか決まらず、話し合いばかりが続き、モチベーションが低下する。	判断に足る具体的な根拠がない。 机上の空論になっている。	● 延々と決まらない場合は、合意形成の途中でも、試作やお試し営業など実践をして検証してみる。 ● やりやすい事業から始めてみて、一つ成功例を作ることでモチベーションアップにつなげる。

課題	主な要因	予防または対応
事業の責任者が決まらない。	主体的に引き受けてくれる人がいない。	● 責任者を担うモチベーション(やりがいや経済的対価)と持続できる体制(周囲の協力、行政の支援)をどう確保していけるかをみんなで考える。
行政まかせの雰囲気になる。	集落活動センターへの地域の理解が浅い。 行政の関わり方が表面的	● ワークショップや会合を定期的に行き、住民主体となるよう意識して事業を進める。 ● 県や市町村は、まず人づくりを意識して地域に働きかける。 ● 市町村には行政区の単位で地域活性化の方針があるため、それを把握し、連携する。 ● 集落活動センターの会員や施設の利用者から会費を集める。
一部の反対住民の理解を得るのが困難。	反対の理由は様々(事業の見通しへの不安、地域の変化を望まない、行政への不信感、人間関係に起因する反発など)	● ワークショップや会合に来られなかった住民には資料・会議結果の配布を行うなど、丁寧な説明・情報共有を行う。 ● 反対の理由をきちんと把握する(よく聴く)ことで、対応できる場合もある。
地域住民の参加が少ない。	集落活動センターは一部の人だけで進めていると思われる。	● 地域に対して、総会のお知らせやイベントの告知だけでなく、協議結果や開催レポートなどの結果報告を行う。 ● いきなり総会や会合に参加するのはハードルが高いため、まずはイベントなど広い間口から入って来てもらう。 ● 広報だけでなく、口コミや声掛けでも誘っていく。
経営するという意識が少ない。	事業や商品の“価値”に気づいていない。 収支バランスへの意識が希薄。	● 料金設定にあたっては、アドバイザー制度を活用し、外部の専門家に事業計画や収支計画を支援してもらう。 *例えば伝統食など住民にとって普通のことでも価値になることに気づいてもらい、それをきちんと事業化する。 *収支計画や業務計画が成り立つことで、生きがい・やりがいを継続していけることに気づいてもらう。 *「稼ぐ」と「生きがい」のバランスは地域によって様々であり、基本はその思いが最優先されるが、事業を継続するためにはビジネスとしての視点が必ず必要。

組織運営に関するポイント

	課題	主な要因	予防または対応
運営資金に関すること	拠点施設の光熱水費などの固定費が負担になっている。	支援制度上の制約がある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落活動センターの会員や施設の利用者から会費や利用料金などを集める。 ● 新たな財源確保のための事業を検討する。 ● 拠点施設を利用した事業だけでなく、他の事業の収益を回すなど、全体の中で経費を賄うしくみを考える。 *例えば国道や公園の草刈りを市町村の委託事業として受託するなど *市町村と連携して事業化することで、これまでボランティアでやってきたことを有償化し、集落活動センターと住民の両方にメリットが生まれる可能性もある。
	新規事業を行いたいですが、資金が足りない。	安定した運営の体制がまだ確立途中	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分たちがやりたい事業に活用できる補助金や施策がないか、県や市町村担当者と連携して検討する。 ● 事業の全てを集落活動センターで行うのではなく、地域の事業者やNPO団体などとの協働を模索することで、実現可能な事業もある。
	組織の法人化について、専門知識や経験がない。	一次産業従事者や高齢者が多く、行政手続きに不慣れ。	<ul style="list-style-type: none"> ● アドバイザー制度を利用して勉強会を行ったり、先行事例の視察で話を聞く。 *ただし、少し勉強したらできるような簡単な内容ではないため、手続きや会計処理について日常的にサポートできる人材の確保が必要。
他組織との連携に関すること	商工会など地域の組織との接点が少ない。	地域の主体同士としての関係性が構築できていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の事業者も地域を作っていく主体の一つとして、集落活動センターのワークショップや会合に参加してもらう。 ● イベントなど協働しやすい事業を通じて関係性を深めていく。 ● 商工会の取り組みに集落活動センターも協力する。
	あったかふれあいセンターとの連携をもっと進めたい。	あったかふれあいセンターとの機能の違いが理解されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政担当課と連携して地域のあったかふれあいセンターを視察し、協働のメリットや連携方法を模索、検討する。 ● 地域のニーズを継続的に調査、把握し連携について検討する。

課題	主な要因	予防または対応
市町村・県の担当者との接点が少ない。	職員の異動がある。 人材の得意とする能力や分野は個々様々。 地域と関係が薄い。	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政担当者の異動に伴う引継ぎ(立ち上げ・開所後の経過、地域の思い)が重要。 ● 事務だけでなく、地域との信頼関係を引き継ぐという認識が大切。
行政からの支援が少ない。	市町村の方針や財政状況は様々。 行政から情報がいき届いていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な分野の無料相談制度など、外部の専門家のアドバイスを活用して支援策を探す。 ● 市町村単独の支援制度には多様な目的や仕組みがあり、他地域の参考になるものも多い。市町村担当課の横のネットワークを強化していくことも重要。
行政の補助金など支援制度が分からない。	地域は行政手続きに不慣れ。 行政から情報が行き届いていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金の期限に追われないよう、計画的に事業を進める。 ● センターの立ち上げの支援期間(3年間)が終了する開所4年目以降、活動が滞らないよう、開所時から長期視点での取り組みを行う。
支援人員に限られる。	市町村によって支援に差がある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域おこし協力隊や集落支援員が駐在していない集落活動センターもあるが、先行例を見ても支援人員の配置は運営を左右するファクターであるため、検討が必要。
市町村と県の間で、認識にギャップがある。	市町村は、県の事業という認識。 県は、各行政区域で運営されるものという認識。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村と県との認識のすり合わせ、連携を、現場レベルとマネジメントレベルの両方で進める。
行政と地域の間で、抱く思いや現実にギャップがある。	行政側は「稼ぐ」こと、「自立」を重視する方針。 地域側はそれに対し、「もっと時間と支援が必要」、「地域の実情に沿っていない」という思いがある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域によって運営の背景や条件は違うため、一律のパッケージ支援だけでなく、個々の実情に応じた柔軟な支援や長期的な関わり方を考えていく。 ● 補助金が終了したから支援終了ではなく、イベントへの参加、広報誌でのPRなど継続的な関わりをもつ。 ● 行政側も予算や人員は限られていることを理解し、地域内でできることを増やしていく。 ● 地域の様々な主体と行政が対等な立場で意見交換できる場を定期的に設ける。

行政からの支援体制に関すること

5 | 集落活動センター持続的運営のヒント

集落活動センターを持続的に運営していくためには、そこに関わる地域住民の皆さんと、それを下支える行政(県、市町村、関係機関)の連携が不可欠となります。

<地域住民の皆さんの取り組み・役割>

- 集落活動センターのテーマ別研修会では、継続のための秘訣として、「話し合い」、「楽に!」、「できることからやっていく」がキーワードとしてあげられました。
- また、これまで行った訪問調査では、次のようなヒントも出てきました。

「地域全体の合意形成がとても重要。意見の対立や迷いが出た時、
“ここに戻って考える”というビジョンを地域全体で共有しておく」

「何をやってほしいかを聞くだけでなく、何ができるか何だったら協力できるかを聞くことで、
地域住民みんなが“主体”になれる」

「“かかわりしろ”を増やすことで、より多くの住民が活動に参加できる機会をつくる」

「継続していくためには最低限の報酬が出せるくらいの経済的基盤が必要。
けれど、稼ぐことは目的ではなく、あくまで手段である」

「今やっていることの後継者を探すのではなく、若い世代のやりたいことを
一緒に実現していこうという気持ちで、先につないでいく」

「エリアごとの協議会は、ただ、会や役職を増やして負担を増すのではなく、
現場目線で交流し、連携する」

<行政の取り組み・役割>

- 研修会や訪問調査からは、県や市町村にも大事な役割が求められていることが見えてきました。

「行政職員も、地域の一員(主体の一人)として関わる」

「“事業づくり”よりも、まずは“人づくり”という意識で取り組む」

「地域おこし協力隊や集落支援員、地域支援企画員など、行政と住民をつなぐ
パイプ役の存在は大きい。採用や育成に力を惜しまない」

「集落活動センターの自立のためには、突然手を放すのではなく、
長期的視点に立った段階的な人的・経済的支援が必要」

おわりに

—集落活動センターの皆さんへの期待—

集落活動センターの活動には、いくつもの意義があります。一つは、地域再生の新しい仕組みとしての役割です。センターは、集落レベルの「守り」の活動だけでなく、地域の創意工夫による「攻め」の活動の拠点になっています。第2に、この「攻め」の活動には、「よそ者」を巻き込むケースが多いため、センターは都市と農山漁村の交流の拠点となっています。地域住民を中心に、移住者、地域に関心を持つ関係人口などが集い、そこから革新的なアイデアやエネルギーも生まれています。

それに加えて、第3に、新型コロナウイルス感染拡大に対応した、ポストコロナ社会の新しい動きの拠点となる可能性があります。感染が「三密」により拡大するなかで、あらためて「低密度社会」が注目され、大都市圏からの移住者が増える傾向も見られます。人口は低密度でありながら、地域内外から人材が集まり、そこに暮らし続ける仕組みを作りあげていくのが、このセンターに他なりません。

このように考えると、集落活動センターの挑戦は、むしろ、わが国の未来の在り方を示す取り組みだと言えます。本書はそうした挑戦を行うに当たって、地域に寄り添い、一緒に考えることを目的としたハンドブックです。従来は行政による、解説調のものが多かったのですが、このようなものこそ関係者には求められており、その点でも注目されます。

このハンドブックを活用し、地域や関係する皆さんの持続的な前進を期待しています。

高知県中山間地域活性化アドバイザー
明治大学教授(高知大学客員教授)

小田切 徳美



高知県集落活動センターハンドブック

地域の元気・未来づくりヒント集

令和3年3月発行

高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号(本庁舎3階)

TEL : 088-823-9600

FAX : 088-823-9258

E-mail : 070101@ken.pref.kochi.lg.jp

